

神奈川県老人保健施設協会 看護部会会則

(名称)

第1条 本会は神奈川県老人保健施設協会看護部会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を部会長の所属する施設に置く。

(目的)

第3条 本会は県内施設相互の連携を密にし、看護の質の向上を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各施設の看護部職員の交流・研鑽の場とする。
- (2) 看護部職員教育、研修の企画・運営に関する事。
- (3) 関係機関との連絡情報に関する事。
- (4) その他、本会の目的達成に相当と認められた事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計補佐 1名
- (7) 執行委員 2名
- (8) 会計監査 1名

(役員を選任)

第6条 役員は会員の中から選出する

- (1) 役員を選任は選挙管理規定より実施する。
- (2) 年度末の役員会で次年度役員を決める。

(役員職務)

第7条 本会役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故等にて職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- (3) 書記長は会務を運営し、文書・記録を司る。
- (4) 書記次長は書記長を補佐し、書記長不在時はその職務を代行する他、主に通信担当する。
- (5) 会計は会の会計を司る。
- (6) 会計補佐は会計を補佐し、会計不在時はその職務を代行する。
- (7) 執行委員は本会全体の円滑な運営を図るために、会長・副会長を補佐する。主に研修担当。
- (8) 年1回各ブロック長を召集し部会との調整を図る

(役員任期)

第 8 条 本会役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員が任期中、事故等で職務を遂行できない時や辞任したときは代行を選任し、期間は残任期間とする。

(総会)

第 9 条 本会の定期総会は年 1 回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

- (1) 総会は会長が招集する。
- (2) 総会の議長は会員の中から選出する。
- (3) 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、所定の委任状をもって出席にかえることができる。
- (4) 決議は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- (5) 総会の招集は 10 日以前にその会議に付すべき事項・日時・場所を記載して通知しなければならない。

(会の開催)

第 10 条 本会の開催は次の通りとする。

- (1) 原則年 7 回の開催とする。(内研修 2 回を含む。)
- (2) 部会の内容については初年度役員会において、年間計画案・年間予算案を立案し、総会で承認を得る。

(決議事項)

第 11 条 総会の決議事項は次の通りとする。

- (1) 活動計画及び報告
- (2) 会計予算及び決算承認
- (3) 会則の改定
- (4) 役員選任
- (5) その他、必要と認めた事項

(経費)

第 12 条 本会の経費は協会部会費で充当する。ただし、状況により自己負担を生じる場合もある。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は次の通りとする。

- (1) 毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。
- (2) 残金は次年度に繰り越し、年度末に事務局に返金する。
- (3) 会計はその収支を明らかにし、証憑書類とともに 5 年間保管しなければならない。
- (4) 会計報告は協会規程の様式を使用し、神奈川県老人保健施設協会事務局に提出し、役員会にて承認を得なければならない。

(招集)

第 14 条 会長は定期看護部会開催の招集をする。会議の事項・日時・場所を明記して各施設に通知する。

(施設長・看護責任者宛)

(記録)

第 15 条 本会の議事録は会長が保管する。

(ブロック運営)

第 16 条 ブロック会は神奈川県老人保健施設協会看護部会の附属機関とする。

- (1) ブロック会は、川崎市、横浜北部、横浜西部、横浜南部、相模原市、横須賀・三浦、湘南東及び湘南西、県央部、県西部の 9 ブロックで構成する。
- (2) 各ブロックは自主運営とする。
- (3) 各ブロックは 1 名のブロック長を定める。
- (4) ブロック編成は、施設数が増加した場合、ブロックの円滑な運営を図るため、総会の承認を得て再編成を行う。

(活動報告)

第 17 条 協会事務局に提出する書類に関しては、次の通りとする。

- (1) 活動計画書及び報告は、所定の書類にて提出する。
- (2) 会計予算書及び決算書は、所定の書類にて提出する。
- (3) 協会の定めた研修及びその他認められた事項に関する経費、資料等は提出する。

付帯事項

役員選挙管理規定

第 1 項 (1) 役員選出は原則として各ブロックで選出を行う。

第 2 項 (1) 役員任期満了時、再任しない場合は各ブロック会において、役員を推薦し、ブロック長は年度末に会長へ報告する。

(2) 新役員は年度末役員会までに、各ブロックの推薦を受ける。ただし、推薦の場合は、本人の同意を必要とする。

(推薦人数)

第 3 項 (1) 川崎市、横浜北部、横浜西部、横浜南部、相模原市、横須賀・三浦、湘南東及び湘南西、県央部、県西部 各ブロックにて 1 名を推薦するものとする。ただし、兼務も差し支えないものとする。

(自薦の場合)

第 4 項 (1) 自薦の場合は各ブロック長に年度末役員会までに、本人が申し入れる。

(役員決定)

第 5 項 (1) 各役員の職務は役員会で決定し、初年度総会で承認を得る。

(部会長の任期)

第 6 項 (1) 部会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し再々任はしない。

(その他)

第 7 項 (1) その他事情により、本会の地域ブロック地域や役員数に相違等が生じた場合は、事前に担当理事承認の上、理事会にて承認を得る。

この会則は、平成 29 年 6 月 2 日より施行する。

平成 29 年 6 月 2 日改定

平成 21 年 5 月 29 日改定

平成 19 年 4 月 1 日改定

平成 7 年 3 月 31 日制定

令和 6 年 6 月 24 日改定